

2025年度  
法務研究科 法務専攻（法科大学院）C日程 入学試験問題

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

---

受刑者Aは、刑務所内の処遇改善を世の中に訴えたいと考え、その旨の文書を作成して週刊誌を発行している雑誌社に投書しようとした。

刑務所長は、Aの投書が週刊誌に掲載される事は刑務所内の秩序維持の上で不相当であると判断して、「受刑者及び監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ発受ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス」と定める監獄法第46条第2項に基づき、Aの文書の発信を不許可にした。

この事案に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設例における甲の罪責を論じなさい（建造物侵入罪、業務妨害罪、及び特別法違反は除く）。

〔設例〕

鉄道マニアの友人 A を持つ甲は、消費者金融の B 社がこのたびローンカードに C 鉄道の新型特急電車の写真を印刷した特別カードを発行することになったのを知り、このカードを A の誕生日祝いにプレゼントしたくなった。

そこで、甲は D 県公安委員会発行にかかる自己の運転免許証（表面には「D 県公安委員会」の記名と公印の印字がなされている）の最上部にある「氏名」欄に、予めワープロソフトを利用して、A の氏名を印字してある紙片を置いて、その上にメンディングテープを貼り付けたものを持参して B 社の無人契約コーナーに立ち入った。甲は同所に備え付けの「特別ローンカード発行及び借入申込書」用紙に、氏名欄には A のそれを記入したが、生年月日や住所等、他の記載項目はすべて甲自身の情報を記載し、持参した、A の姓（苗字）が刻された認印を用紙に押捺した。その上で、甲は無人契約機の液晶画面に表示されていたタッチボタンを押したところ、B 社本店の社員 V が契約機の画面上に映し出され、V が画面越しに対応に出た。

甲は V からの求めに応じ、まず、契約機のスキヤナのガラス製の読み取り面に上記の甲作成による特別ローンカードの発行申込書を置いて蓋を閉め、液晶画面上にある「スキャン」名のボタンをタッチしたところ、そのスキャン画像が V の机上有るパソコンの液晶ディスプレイ画面に表示された。V はこの画像を PDF ファイルとして自分のパソコン内のハードディスクに保存した。

引き続き、V は甲に対し、本人確認書類の呈示を求めたので、甲は上記のようにしてテープを表面に貼り付けた運転免許証をスキヤナのガラス面に置いて蓋を閉め、液晶画面上のボタンを押してその画像を V のパソコンのディスプレイに表示させた。V はこの表示された運転免許証の画像（撮影時にフラッシュが焚かれたので、肉眼では一発で見破られるメンディングテープを貼った痕跡が消えた形で表示された）を真正な運転免許証だと確認し、同様にこの画像をデータファイルとして、パソコン内のハードディスクに保存した。

V は結局甲を問題なき申込者と判断し、遠隔操作により無人契約機下部の取り出し口から「特別ローンカード」を排出させ、甲はそれを受領して、同コーナーを後にした。甲はその後このカードを A にプレゼントしたところ、A は驚くと共に大喜びでこれを受け取った。（以上）

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

---

現在施行されている法律が適用されるものとして解答すること

（事実1）

Aは、息子Bと二人暮らしであり、居住用建物とその敷地のほか、甲土地を所有していた。甲土地の客観的価値は3000万円と評価されていた。

Bは、事業に失敗して早期の金策に迫られ、Aに無断で甲土地を売ろうと考え、友人Dに依頼して甲土地の買い手を探してもらい、Dは知人Cに甲土地を2000万円で買い取るよう勧めた。Bは、Cに対し、甲土地の登記名義はAであるが、Aは自分の父であり、Bは既にAより甲土地の贈与を受けているので、Bが甲土地の所有者であると説明し、交渉に同席したDはCに対し、甲土地は貴重であり早めに買うべきである、2000万円という価格はお得である、Bは間違いのない人物であると説明した。その結果、Cは甲土地の買い入れを決め、その場で、BCは、売主をB、買主をC、売買代金を2000万円とする土地売買契約書を作成し（以下「本件売買」という。）、Cは、Bに代金2000万円を支払った。

（事実2）

Cが本件売買の履行を求めるためにB方を訪ねたところ、Bは不在でAが応対した。CがAに対し、Bより甲土地を買った、BはAより甲土地の贈与を受けたはずなので、甲土地の登記と占有をCに移転してもらいたいと述べたところ、Aは、登記と占有の移転はできないと言ってCを追い返し、その後帰宅したBに対し、Cへの売却を前提に甲土地をBに贈与することも、甲土地をCに直接売却することもないと言った。

（問題1）事実1及び2を前提に

BC間の法律関係について説明せよ。

（事実3）事実2はなく、事実1に続き以下の事実があった。

本件売買の後、CがB又はAに甲土地の登記と占有の移転を求めることもないままAが死亡し、その唯一の相続人はBであった。

Bは、金策をあせる余り本来3000万円の価値のある甲土地をCに2000万円で売ったことを後悔し、Aの存命中、Cに売ったことについての追認も得られなかったから、もっと高値で買ってくれる第三者に売ってもいいだろうとDに相談したところ、Dが、甲土地であれば2500万円で買って

---

もお釣りが来るから自分が買ってもよいというので、Bは甲土地を2500万円でDに売り、登記と占有をDに移転した。

上記事実を知ったCは、甲土地の所有権はCに移転したと主張して、Dに対し、所有権に基づき甲土地の登記と占有の移転を求めた。

なおBは、甲土地以外にも居住用不動産とその敷地をAより相続したので、無資力ではない。

(問題2) 事実1及び3を前提に

Cの請求が認められるかにつき検討しなさい。

2025年度  
法務研究科 法務専攻（法科大学院）C日程 入学試験問題

## 「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

---

文書の所持人の文書提出義務について述べたうえで、銀行の貸出稟議書の提出に関する問題点について論ぜよ。

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の設例を読み、後記設問に解答しなさい。配点：〔設問〕100点

1. 調理師免許をもつAは、和食レストランを運営する甲株式会社（以下「甲社」という。）を設立しようと思い立ち、友人Bに共同で出資しないかと相談を持ち掛けた。Bは甲社の代表取締役社長に就任することを条件にAの提案を受け入れ、発起人として、1株あたり10万円の払込金額で1000株を引き受ける旨を了承した。
2. Aもまた発起人として、自己所有の土地（以下「本件土地」という。）を1億円で給付することにより、1000株を引き受けることでBと合意した。甲社の定款には、本件土地の価額について1億円と記載された。なお、甲社の設立にあたっては、発起人はAとBのみであり、発起人のみが株式を引き受ける形をとることとされた。
3. Aは、Bの同意を得て、懇意にしている弁護士Cおよび不動産鑑定士Dに本件土地の価格評価および割当株式数が相当であることについて、Cからはその旨の証明を、Dからはその旨の鑑定評価を得た。そのため、検査役の選任請求はされていない。AとBの合意により、Aは設立時代表取締役、Bは設立時取締役としてそれぞれ定款に記載されたため、両者は設立時取締役として、本件土地が定款に記載された価額相当であること、弁護士および不動産鑑定士の証明が相当であること、出資の履行が完了していること、ならびに、甲社の設立手続が法令または定款に違反していないことの調査がなされ、不当な事項はない旨が発起人であるAおよびBに報告された。
4. 甲社は設立登記を完了した。成立した甲社の取締役は、代表取締役のAと代表権のない取締役のBのみである。

〔設問〕甲社が成立した後甲社の株主となったBの親族Xは、本件土地の時価が実際には2000万円程度しかなかったことを発見した。Xは、A、B、C、Dに対し、会社法上どのような主張をすることができるか。

Bは、設立事務をAに任せきりにしており、本件土地の時価については全く知らなかった。他方、CおよびDは、Aとの良好な関係を継続したいとの思いから、本件土地の時価が1億円に不足することを知りながら、Aに請われるまま1億円の評価証明を行っていた。